

第 3 回 宗像市総合スポーツセンター整備審議会
議事録（要点）（案）

日	時	平成 27 年 2 月 13 日（金） 15:30～17:10
会	場	宗像自治会館 2 階会議室
出席者	委 員	榊原 西岡 大羽 北村 佐々木 鈴木 田崎
	事務局	【宗像市（文化・スポーツ推進課）】福崎部長 磯部理事 鶴理事 大塚
		【宗像市（建築課）】中村課長 【東畑建築事務所】八尋主管 西園

- 【凡例】 ● 行われた事柄
 ・ 事務局による説明の内容
 ◆ 審議による決定事項
 ■ 委員からの意見等

1 会長あいさつ

- 榊原会長があいさつを行った。
 梅田委員から欠席の連絡を受けた。
 前回の審議会からだいぶ期間が開いてしまった。これは、本審議会と公共施設アセットマネジメント推進計画策定審議会が同時に開催されており、審議内容のすり合わせが必要となったためである。詳細について事務局から説明いただきたい。
- ・ 第 2 回審議会から第 3 回審議会の開催まで、期間が開いたことについてお詫びと説明を行った。

2 前回議事録の承認

- ◆ 前回議事録（資料 1：第 2 回 宗像市総合スポーツセンター整備審議会 議事録（要点）（案））は、修正もなく、承認された。

3 議事

（1）総合スポーツセンターの基本構想について

- 本日の審議内容について事務局から説明を行った。
- ・ 前回までの審議会では、まず、基本構想部分と基本計画部分の審議を並行して審議いただいていたことから、本審議会の審議事項、方向性がはっきりしない等のご意見をいただいた。
- ・ そこで、本日の第 3 回審議会では、既存施設の課題や総合スポーツセンターの必要性といった、基本構想部分をしっかり審議いただき、委員の共通理解を得たいと考えている。そのうえで、第 2 回審議会でも審議いただき、一定の方向性が出た、施設計画等の基本計画部分を引き続き審議していただきたいと考えている。
- ・ なお、前回審議会でも要望があった、平面図や階層図については、本日の審議を経て

次回審議会で提示したいと考えている。

- 「資料 2：宗像市総合スポーツセンター基本構想」、「資料 3：宗像市総合スポーツセンター基本構想・基本計画 資料編」に基づいて、宗像市総合スポーツセンター基本構想の内容について説明を行った。
- ・ 基本構想については、第 1 回と第 2 回の審議会でも議事の中でその内容について審議いただいていた。それらをまとめ、不足する項目を一部加え、今回、基本構想案として提示させていただいた。
- ・ 基本構想については、2 つの章で構成している。1 章が現状と課題、2 章が総合スポーツセンターの基本的な考え方となっている。今回新たに提示する項目としては、「はじめに」とⅡ. 総合スポーツセンターの基本的な考え方の「1. 計画上の位置づけ」と「2. 総合スポーツセンターの必要性」の 3 点である。
- ・ 「はじめに」では、まず、少子高齢化やコミュニティの希薄化といった現在の日本における社会的情勢と本市においても例外ではないことを書いている。
- ・ 次の段落ではスポーツ基本法やスポーツ基本計画といった制度をめぐる国の動向やこれにともなう福岡県のスポーツ推進計画の策定状況について書いている。また、これらの動向に加えて、国内では東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、人々のスポーツへの関心の高まりが期待されることについても触れている。
- ・ 次の段落以降は、本市の状況になる。本市は、豊富なスポーツ資産を有していること等から、スポーツの多面活用によるまちづくりを実現できる可能性を有していることを書いている。
- ・ 最後に本市の市営体育館の現状に触れている。基本構想の「既存施設の現状と課題」のところに詳しく書いているが、3 つの体育館は築 30 年以上が経過し、市民ニーズに十分にこたえることができない施設になっていることを書いている。
- ・ 以上により、これからの従来のスポーツの推進に加え、「さらなるスポーツの推進に向けた施策の展開に対応できる施設づくりが求められていること」を打ち出し、基本構想・基本計画の策定につなげている。
- ・ 「Ⅰ. 現状と課題」では、まず、「1. 本市のスポーツの現状と課題」、次に、「2. 既存施設の現状と課題」について書いている。この内容については、第 1 回審議会で説明しているので、重複する説明は省略するが、既存施設の現状と課題として、市営弓道場や剣道、柔道、空手道の状況について、新たに書いている。
- ・ また、既存市営体育館については、大きく 3 つの課題を挙げている。これについては、第 1 回と第 2 回審議会で説明しているが、改めて分かりやすいように体育館と武道関係施設の 2 つの分類で、主な課題について文章化した。なお、課題については、昨年行ったワークショップの意見も汲み取っている。
- ・ 課題 1 つ目は「現在の多様化した市民のニーズに十分にこたえることができない。」ということである。具体的には、冷暖房施設や観客席を有していないこと、照明や採光が競技に適していないこと、収納スペースが不足していることが挙げられる。
- ・ 課題 2 つ目は「現在の利用者に対応できていない。」ということである。具体的には、時間帯によっては施設の利用が難しいこと、共有スペースが手狭であること、競技フロアが狭く手狭であることが挙げられる。

- ・ 課題3つ目は「今後、多様化する市民ニーズに対応できない。」ということである。具体的には、高齢者や障がい者、子育て世代に対応した支援機能、バリアフリーやユニバーサルデザインへの対応が不十分であること、大会開催に必要なフロア面積や会議室が不足していること、フットサルやダンスといった新たな競技に対応していないこと等が挙げられる。
- ・ 武道関係施設については、剣道・柔道・空手道と弓道の2つに分けて書いている。具体的には、剣道・柔道・空手道は市営の武道場がないこと、弓道については夜間の防犯対策が十分できないこと、競技スペースが手狭で観客席がないことが挙げられる。
- ・ 「Ⅱ. 総合スポーツセンターの基本的な考え方」の「1. 計画上の位置づけ」については第1回と第2回審議会で、スポーツ推進計画と公共施設アセットマネジメント推進計画の考え方を説明していたが、各計画の位置づけをより明確にするため、文章化した。
- ・ 公共施設アセットマネジメント推進計画については、第2回審議会で公共施設等適正化方針の全体方針の中で公共施設の保有総量を圧縮と公共施設の基本方針の4つの柱が決定しているという報告していた。アセットマネジメント推進計画策定推進審議会はこれまで4回の審議会が終了し、公共施設等適正化方針と公共施設用途分類別方針が決定している。決定した内容としては、既存スポーツ施設を集約化し、スポーツの多面活用に対応可能な施設を整備することに合わせて、スポーツ振興によるまちづくりを推進するために必要な「スポーツ振興施策としての公共施設の整備及び更新は政策的に配慮を行う。」としており、アセットマネジメント推進計画策定推進審議会との整合を図りながら本審議会は進めている。
- ・ 「2. 総合スポーツセンターの必要性」については、主に既存施設の課題を受け、概ねこれに対応するかたちで総合スポーツセンターの必要性を打ち出している。必要性については、第1回と第2回審議会でも説明はしていたが、既存施設の課題と総合スポーツセンターの必要性は、「3. 基本コンセプト」、「4. 施設整備方針」の前提となっていることから、新たに追加した。
- ・ 必要な理由としては、大きく4つ打ち出している。1つ目の「多様化する市民ニーズにこたえるスポーツ活動の場の充実が必要」については、具体的には社会的劣化に対する対応が必要といったことが挙げられる。
- ・ 2つ目の「様々なスポーツ大会の開催基準や、新たなスポーツ活動に必要な規模・機能が必要」については、具体的には効率的な対応ができる施設づくりが必要といったことが挙げられる。
- ・ 3つ目の「運動・スポーツを総合的に推進するためのセンター機能を有した中核拠点整備が必要」については、具体的には市民の運動・スポーツを総合的に支援するセンター機能を有した施設づくりが必要といったことが挙げられる。
- ・ 4つ目の「既存の武道関係施設に不足している機能の充実が必要」については、具体的には武道が安全にできる施設づくりが必要といったことが挙げられる。
- ・ 「3. 基本コンセプト」、「4. 施設整備方針」については、第2回審議会で説明したので重複する説明は省略する。修正点としては、「4. 施設整備方針」の『(1)「宗

像のスポーツの中核拠点となるスポーツセンター」の実現に向けて』の『「観る」スポーツの拠点づくり』の1行目、市民レベルの大会の開催やの次に、「スポーツ観光にもつながる」を加えている。総合スポーツセンターは市民のスポーツの活動の場となることが第一となるが、その整備結果として、十分スポーツ観光にも活用できる施設ともなることから、今回新たにこの文言を追加している。

- ・ 資料3については、総合スポーツセンター基本構想・基本計画の最終成果品に付ける基礎データ等の資料となる。今回は、以前の審議会で提示した、既存施設の概要と既存市営体育館団体別利用状況を付けている。今後、基本計画を作成する中で、資料が追加されていくことになる。

＜総合スポーツセンターの基本構想に関する意見＞

■会長 まず、基本構想部分について、ご意見をいただき、しっかりと練って、ひとつにまとめていきたい。

⇒A委員 先ほど、建設予定地現地を見てきた。あれほど立派な環境はなかなか無いすばらしい敷地である。その中で、建設予定地と前面道路の高低差をどのように解決するか、交通量が多い幹線道路が隣接し、現在で既に駐車場がいっぱいとなっているなかで、大きなスポーツ大会が重なった際の交通や安全性の確保等が課題として考えられる。

基本構想の中で、盛りだくさんに色々書かれている。高齢化社会、スポーツ・健康指向という流れがある中では、あの敷地に行くには車が必要で、車を運転できない高齢者のことを踏まえると、施設の集約だけでなく、地域に分散して施設を配置することや、教育施設、公民館等を有機的に利用することを考える必要がある。一方で、スポーツ観光を視野に入れるとそれなりの施設が必要となる。何でもすべて実現しようとするとおかしなことになってしまう。つまり、基本構想で、どこに視点を持ってくるのかが重要になってくる。

隣接地には高い天井高のホールやレストランを有した宗像ユリックスがあり、連携して、大規模なスポーツイベントの開催が可能である。あの環境からすると、スポーツ観光も踏まえた総合スポーツセンターであるということに重点を置くことを視野に入れる必要があると考える。市民にとっての施設であることは重要であるが、あまり市民レベルであるということを強調すると、計画が曖昧になってしまう。どのような視点でどのような体育館とするかを基本構想で議論していく必要がある。

⇒会長 専門的な知見も入ったご意見をいただいた。敷地や施設計画については、議事の（２）の中でも触れる内容である。いただいた意見を踏まえながら、まずは、基本構想に絞って議論していきたい。「2. 総合スポーツセンターの基本的な考え方」の部分について、本審議会として共通理解を得られるかどうか为本日の重要な課題である。

■B委員 総合スポーツセンターについて、本審議会の他に、議会特別委員会や他の審議会、スポーツ団体からの意見等がある。それらとの関連性を意識しつつ、

発言する必要があるのか。それらとの調整はどなたかが行っているものとして、いただいた資料をもとに発言してよいものか。発言によって議論が逆戻りすることなく、一步一步前進できているのか心配である。

⇒会長 我々が役割を果たすために、事務局は十分に資料を集めている。また、関連の委員会、審議会を踏まえて本審議会は成り立っているので、本審議会で提示された内容について積極的にご意見をし、ご心配なく発言いただいよい。

■ A 委員 スポーツセンターは大抵、災害時の避難場所になる。本建設予定地は丘になっているので水害には遭わないだろうから災害が起きた場合は避難場所となると考えられる。また、省エネ、環境負荷低減は大前提となる。そういった内容も基本構想に謳って、そのための手段を考えていかないといけない。例えば、体育館はフラットな屋根を大きく確保できるので太陽光発電を設置しやすい。また、屋根で大量の雨水を収得できるので、その雨水を溜めて、散水すれば熱負荷を低減できる。基本構想ではスポーツだけで考えるのではなくて、そういった広い視野で検討していった方がよい。

⇒事務局 災害時のことについては、「4. 施設整備方針」(2)「宗像の笑顔や元気があふれるスポーツセンター」の実現に向けての中で、「災害時の緊急避難場所として、耐震安全性と避難者支援機能を備えた施設を目指します。」としている。環境負荷低減のことについては、(3)「宗像の環境に調和したスポーツセンター」の実現に向けての中で、「自然エネルギーの活用や省エネルギー技術の導入等により、ライフサイクル CO2 の削減に配慮した環境にやさしい施設づくりを目指します。」としている。より具体的な取組みについては基本計画の中で盛り込んでいく。

■ 事務局 本日、欠席の梅田委員から事前にご意見を頂いているので紹介する。
「2. 総合スポーツセンターの必要性」「(2) 様々なスポーツ大会の開催基準や、新たなスポーツ活動に必要な規模・機能が必要」の中で、日頃の練習の成果の発表であるスポーツ大会が「晴れの舞台」となる施設づくりの必要性については記載されているが、「4. 施設整備方針」の「観る」スポーツの拠点づくりに繋げるためにも、大規模大会の誘致に必要な施設づくりの必要性について記述した方がよいと考える。大規模大会を誘致することで市外からの集客も期待され、経済的効果が生じてくると考える。
このように、総合スポーツセンターの必要性の中に、「観る」スポーツの拠点という意味合いを入れた方がよいのではという意見をいただいている。

⇒会長 「観る」スポーツというのは、学術的にはひらがなで書くが、ここでは漢字としているのは、この新たな総合スポーツセンターに実際に来て観戦してもらうという意味合いで漢字としていると理解している。ひらがなの方が正しいのではないかという意見が出るかもしれないがここでは漢字で「観る」スポーツとしたいと考える。

■ C 委員 「2. 総合スポーツセンターの必要性」「(4) 既存の武道関係施設に不足している機能の充実が必要」の中で、「中学校、高等学校で武道が必修となり、今後の利用者増が見込まれる」とあるが、必修となることで利用者が増える

というのは果たして本当なのかと疑問に感じる。それぞれの学校事情によって必修で行っている競技は違っているので宗像市全体として学校現場から利用者増が見込めるとは言い切れない。

⇒会長 学習指導要領の中では武道の必修化というのは正しいが、宗像市ではそうとは言いきれないという指摘であるがいかがか。

⇒事務局 ご指摘のとおり、該当箇所についてはもう一度事務局で表現を変えたいと考える。柔道協会に話を聞くと、小学校まではある程度柔道を行えるが、中学校では部活が無く、続けていく場がないと言われていた。必修化に伴って、中学校から改めて武道に触れることで、武道を続けていきたいという生徒が出てくるのではないかと、また、柔道は事故が多いので中学校から敬遠されるということで、「安全にできる施設づくり」というのは指導者養成も含めてこのような表現としていた。

■D委員 「4. 施設整備方針」の『(1)「宗像のスポーツの中核拠点となるスポーツセンター」の実現に向けて』の『「観る」スポーツの拠点づくり』の1行目、市民レベルの大会の開催やの次に、「スポーツ観光にもつながる」を加えたということだが、「2. 総合スポーツセンターの必要性」にはそのような文言がないがこれで構わないか。スポーツ観光に対する視点が入っていないように思う。

⇒事務局 梅田委員からも同様のご指摘をいただいているので、事務局で検討を重ねて、必要であればスポーツ観光という視点の必要性を盛り込みたいと考えている。既存施設の課題の中では「スポーツ観光にもつながる・・・」という文言があるので、総合スポーツセンターの必要性の中にもスポーツ観光に対する視点は必要となる。次回審議会で、武道関係施設に関する言い回しも含めて、修正したものを提示したい。

⇒会長 「2. 総合スポーツセンターの必要性」の上から6行目に、「スポーツを通した観光や交流による地域経済への貢献」という文言があったので、スポーツ観光についてさらに記述は行わなくよいと考えたが、ご検討いただきたい。本日、委員から指摘されて点は事務局でもう一度精査していただきたい。

⇒事務局 指摘いただいた2点を修正して、次回審議会で提示し、最終的な基本構想のまとめとしたい。

(2) 敷地の条件、施設計画について

● 「資料4：敷地の条件」、「資料5：施設計画」に基づいて、敷地の条件および施設計画の内容について説明を行った。

- ・ 敷地の条件と施設計画については、基本計画部分である。次回審議会では、基本計画の骨格となる構成についても目次を出して、全体の構成が分かるようにしたいと考えている。
- ・ 敷地条件については、建設予定地を宗像ユリックス多目的広場としており、その選定経緯、敷地の現況、法的条件、整備区域をまとめた。今後は、アプローチ動線計

画や計画案等を本審議会に提示する。

- ・ 「資料 5：施設計画」では具体的な施設計画を記載している。施設をどの競技種目に対応させるかで延べ面積は大きく違う。様々なご意見をいただき、対応種目を取りまとめていただきたいと考えている。
- ・ 1 の (1) は総合スポーツセンターを利用する想定競技種目について書いている。フットサルについては、新宮から八幡西までの間では公式仕様を満たしたフットサル場はなく、競技人口も多く、需要が高いことが見込まれることから想定競技種目に入れている。市サッカー協会からもフットサル対応の要望書が提出されている。ハンドボールについては、フットサルが利用できれば、ハンドボールも利用することが可能であることから入れている。その他の中に体操・新体操とあるが、新体操やダンスを想定するに当たっては、音響設備の充実が必要となる。この点については、2 ページ目の (8) その他諸室の④放送室の中で、放送室の音響は各種イベントに対応できるものとするとしている。
- ・ メインアリーナのフロアは 61m × 41m としている。長辺を 61m としている理由は、バスケットボールのコート間が 5m 程度必要であるため、61m とした。コート使用例でレイアウトを確認いただきたい。短辺を 41m とした理由は、フットサルの公式コートの大きさが 38m から 42m までとなっていることから、その最低の 38m を確保し、ゴール幅 1.5m × 2 個の 3m を加え、短辺 41m としている。こちらもコート使用例で確認いただきたい。フットサル対応としなければ、短辺 38m で納まる。
- ・ サブアリーナのフロアは 32m × 22m としているが、理由は、バスケットボール 1 面、バレーボール 2 面の公式コートが確保できることを基本としている。これは、玄海 B & G 海洋センターのフロアと同程度である。
- ・ 多目的室 A は、武道場としての利用が主になる。柔道場 1 面、剣道場 1 ～ 2 面としている。柔道場 1 面が最低 300㎡程度は必要となるが、センター全体の面積をみて、最終的に面積を決定する。
- ・ 多目的室 B は、卓球室としての利用が主になる。広さを 600㎡としているのは、既存の市民体育館の卓球で使われている体育室 A・B の広さが合計 563.89㎡となっており、手狭な状況もあることから 600㎡程度としている。
- ・ 弓道場、会議室・研修室、その他諸室についても、センター全体の総面積からみて、それぞれの面積を決定することになるが、本日、意見をお聞きし、次回審議会で平面図を示していきたいと考えている。

＜敷地の条件、施設計画に関する意見＞

■ E 委員 新体操・体操の考え方が分からない。新体操・体操ともにある程度のスペースが必要であると思うが、メインアリーナを中心に考えるのか、サブアリーナを中心に考えるのか、またはその他の部屋を想定しているのか記述がほしい。その他の競技は図面が載っている。

⇒事務局 新体操等については、通常の練習であれば、多目的室あるいはサブアリーナ

で対応可能であると考え。大会開催となるとメインアリーナを利用する。図面は記載していないが、新体操、体操ともに公式に大会が開催できるスペースが確保されている。体操競技は多くの器具が必要で、メンテナンスも必要になる。スペース的には対応可能だが、備品やメンテナンスの関係を踏まえて、対応するか否かをこれから協議していきたい。

⇒会長 先ほどの指摘は、文章あるいは図面によって、新体操・体操も対応できるということが記載されていないという指摘だと思う。先ほどの事務局からの説明のように新体操・体操にも対応できるということを書いていただきたい。

⇒事務局 次回審議会で、新体操・体操のコート使用例を図面で示したものを提示する。

■ A 委員 メインアリーナのコート軸は南北軸、東西軸どちらとした方が望ましいのか。

⇒事務局 屋内競技なので、光は制御できるので敷地に合う形で配置することは可能と考えている。採光については、大会時には、卓球、バドミントン、バレーボールでは自然光を屋内に入れない。他施設を見ても、窓面は暗幕がかけられて、日中でも自然光を屋内に入れないつくりのものが多く、屋外施設ほど方位が影響しないと考えている。

⇒会長 卓球、バドミントン、バレーボールは暗幕をかけられるということだが、バスケットボールはどうなのか調べていただきたい。

■ B 委員 「資料 4：敷地の条件」の中で、斜線制限適用距離 20m とあるが何を示しているのか、また、敷地の近くには古墳があるがそれに対して何か問題点等はあるのか。

「資料 5：施設計画」の中で、観客席（固定席）は 1000 席程度とし、500 席程度の可動式の観客席の導入を検討、さらにランニングコースの併設とある。メインアリーナに対してどのように配置するのか。文章としては理解できるが、具体的な配置のイメージが分からない。

⇒事務局 斜線制限は建築基準法の規定で、敷地が面する道路の反対側から横に 1、縦に 1.5 という勾配で斜線を引いて、その斜線より上に建物を建ててはいけないという規定がある。適用距離 20m というのは、その斜線制限が道路の端から 20m の範囲で規制がかかっているということを示している。敷地近くの古墳については宗像ユリックスを整備した際に調査しているので総合スポーツセンターの整備にはかかってこない。

観客席（固定席）はメインアリーナの長辺の 2 辺に 500 席ずつ配置するのが一般的。ランニングコースは、日常的に雨天の際のランニング・ウォーキングのスペース、大会時のウォーミングアップのスペースとして設けており、観客席ための通路でもある。メインアリーナのフロアには可動式の観客席を設けることも考えられる。次回審議会で平面図を提示する。

■ A 委員 その他諸室の中で示されてないスペースとして、ロビーが挙げられる。スポーツ観光を謳うのであれば、ある程度の広さのアトリウム的な吹き抜けがあるロビーからアリーナや多目的室に行けるということになる。アトリウム的なロビーが必要である。また、授乳室やキッズルームは重要であるがそれに

合わせて幼児用のトイレを設けるのか等も必要。宗像ユリックスにはレストランがあるが、総合スポーツセンターでスポーツをする人はなかなか利用できないと思うので、総合スポーツセンターでもある程度飲食ができるように、会議室に給湯や流しを設ける、自販機コーナーを設ける等の配慮が必要。

⇒事務局 幼児用トイレについては、ワークショップで見学に行った施設でも、キッズルーム内に設けていたのでそういった対応の検討する。水廻りについても検討して、次回審議会で提示できればと考えている。

■ A 委員 駐車場に合わせて、駐輪場に対する考え方も整理が必要。

⇒事務局 アプローチ動線等も含めて駐輪場、緊急車両、大型バスの寄り付きについても次回以降の審議会でも提示する。

■ 事務局 本日の審議会である程度固めていただきたいのは、想定競技種目について、特にフットサルに対応するのか否かということである。フットサルに対応しなければ短辺の長さが38mで納まる。市サッカー協会からの要望があり、需要も高いということも聞いている。

⇒D委員 フットサルは需要が高いという説明があったが、逆にフットサル対応とすることで、施設全体の面積が大きくなって、その他のスペースが制約を受けるといった条件があれば教えていただきたい。

⇒事務局 短辺を3m延ばすと単純にメインアリーナ面積が180㎡大きくなる。その分だけ建設コストが高くなる。延べ面積は10000㎡程度と想定しているが、その面積に納めようとすれば、メインアリーナ面積が180㎡増えたことで共用部分等のその他のスペースを少し圧縮する等の影響が出てくる。メインアリーナはこれからのスポーツ需要をある程度見越した作り込みが必要。既存の市営体育館は短辺の長さが34mとなっているが、当時はそれでよかったのだと思う。しかし、現在ではバスケットボールのルール上では38m必要である。時代とともにスポーツ形態も変化していく。

⇒E委員 フットサルを想定競技種目から外すということは、ハンドボールも外すということで、2種目が想定競技種目から外れるということか。また、フットサル対応として短辺の長さを広げると、その広げたスペースはウォーミングアップのスペースとなりえるのか。

⇒事務局 フットサルを想定競技種目から外すと、ハンドボールも合わせて2種目が想定競技種目から外れる。フットサル対応とした場合、バスケットボールコートのエンドラインから壁までの距離が6.5mとなるので可動式のゴールを設けることになる。

⇒E委員 フットサル自体は世間的に見ても需要が伸びている。登録自体は曖昧にはなっているが、通常のサッカーチームがフットサルチームをそれぞれ2、3チーム作って活動しているという状況がある。各市町村の各施設でナイターを中心に活動を行っているようである。

⇒会長 本審議会としてはフットサルを想定競技種目からは外したくない。フットサルも想定競技種目に含めたいというのが本審議会の意見ではないかと思う。

- 事務局 2点お聞きしたいことがある。1点目については卓球についてである。卓球のコート使用例として、縦に5台、横に3台の合計15台を配置し、壁との間に縦で3mずつ通路を確保している。フットサル対応としなければ、短辺が3m短くなるので通路を設けないか、もしくは縦に4台、横に3台の合計12台として通路を確保するという配置になる。卓球競技としては大会開催時に12台でも問題ないのか、それともやはり15台必要なのか教えていただきたい。2点目はバレーボールについてである。コート使用例に6人制のバレーボールコートを入れているが、9人制でも3面確保できるか教えていただきたい。
- ⇒F委員 フットサル対応としておけば、卓球コートを15台分確保しつつ両側に通路を確保できるのでより望ましい。あの時広くしておけばよかったとならないように、フットサル等の需要が増えてくると考えられる競技も利用対象にしておいた方がよい。
- ⇒C委員 9人制の公式大会のコート配置を把握しているわけではないがおそらく納まると思う。
- ⇒会長 本審議会としては、フットサル、ハンドボール仕様の広さを確保して、その他各種競技にも対応できるということがより望ましいという意見でいかがか。
- A委員 バドミントンのコート間の間隔は2mしか確保していないがこれでよいのか。
- ⇒E委員 コート間にはパイプイスを置くだけなので2mで問題ない。
- ⇒事務局 バドミントンは基本的にはコート外に出るシャトルは追わないのでコート間2mで問題ない。
- E委員 メインアリーナでの柔道利用のコート使用例の図面は、メインアリーナ全面に畳を敷いた上でコートを確保しているのか、それともコートの部分が畳でその他の部分は畳を敷いていないのか。
- ⇒事務局 レンガの模様のようになっているところが畳敷きで、その中の四角で囲まれているところが試合会場、その他の部分は安全地帯となっている。
- ⇒E委員 一般の観客はその安全地帯を利用するのか。
- ⇒事務局 一般の観客はその外側で観戦する。安全地帯は監督等が座る等し、利用する。
- 会長 サブアリーナでも新体操・体操の利用も可能である。
- A委員 サブアリーナのバスケットボールコートのエンドラインから壁までの距離が2mでは危ないのではないか。
- ⇒事務局 公式戦であれば5m必要だが、サブアリーナはメインアリーナで大会等が行われている際のウォーミングアップの会場という位置づけである。サブアリーナではバスケットボールの大会は行われたい。
- 会長 基本構想の部分は成案に近いものが提示され、今回の審議会を踏まえて修正を加え、次回審議会で成案となるように審議を行う。基本計画の範囲においては想定競技種目についての議論が深まった。次回審議会で平面図等を含めたより細かい審議に入っていく。

- 「追加資料：総合スポーツセンター整備審議会 スケジュール」に基づいて、今後の審議会のスケジュールおよび審議内容について説明した。
- ・ 次回、第4回審議会は3月中旬～下旬で開催したいと考えている。内容としては、基本構想の継続審議として、本日指摘いただいた箇所等を修正して再度提示し、基本構想部分については承認をいただきたいと考えている。基本計画の継続審議として、本日指摘いただいた箇所等を修正して再度提示する。そして、新規の審議内容として、本日の審議会の審議内容を踏まえて、平面図、階層図等で3案程度の計画案を提示したいと考えている。また、建設予定地となる多目的広場は前面道路から高い場所に位置しており、4m程度掘り下げないと、景観上問題があるため、掘り下げた形でアプローチ動線を考えていきたいと考えている。それに加えて、施設内動線計画も提示したいと考えている。
- ・ 第5回審議会は4月中旬に開催したいと考えている。基本構想については第4回審議会で承認をいただければと考えているので、第5回審議会からは基本計画の審議となる。基本計画の継続審議の内容に加えて、新規の審議内容として、概算工事費、その他計画について審議いただきたいと考えている。その他計画の中で、本日の審議の中でも出た、災害時避難者支援機能や環境配慮技術の導入についても審議いただきたいと考えている。
- ・ 第6回審議会は5月初旬～中旬に開催し、この審議会を最終の審議会としたいと考えている。この中で基本計画の継続審議の内容に加えて、新規の審議内容として、管理運営方針、事業方式、事業スケジュール、構造計画・設備計画についても提示し、基本構想・基本計画の最終成果品として確認いただきたいと考えている。ただし、最終成果品として不十分である場合はもう1回審議会を開催したいということで、5月下旬に第7回審議会を予備日として設けている。
- ・ 5月中をめどに本審議会は審議を終了して答申をいただきたいと考えている。

● 次回審議会の日程確認を行った。

<決定事項>

次回審議会日時：平成27年3月24日（火） 15：00～

5 閉会

【配布資料】

第3回 宗像市総合スポーツセンター整備審議会 会議次第

資料1：第2回 宗像市総合スポーツセンター整備審議会 議事録（要点）（案）

資料2：宗像市総合スポーツセンター基本構想

資料3：宗像市総合スポーツセンター基本構想・基本計画 資料編

資料4：敷地の条件

資料5：施設計画

追加資料：総合スポーツセンター整備審議会 スケジュール

以上